（第一条の二、第一条の四、第一条の五第一号、第二十八条及び第二十八条の四を除く。）の規定による権限　当該航路標識（海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第一条第二項に規定する同法を適用する海域に設置するもの及び当該海域以外の海域に設置する第一条第十四号から第十八号までに掲げるものを除く。次項において同じ。）の設置に係る場所を管轄する海上保安監部又は海上保安部

ニ　法第三章、法第三十七条第一項第二号及び第三号（法第二十八条第三項に係る部分に限る。）並びに法第三十八条並びに第二十八条の規定による権限

イ・ロ　（略）

６　第一項の規定により管区海上保安本部長が行うこととされた権限のうち、法第十条の規定によるものは、当該航路標識の設置に係る場所を管轄する海上保安監部又は海上保安部の長も行うことができる。

第１号様式（第１条の２関係）

管理航路標識工事維持承認申請書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の承認を受けたいので、航路標識法第４条第１項の規定により、次のとおり申請します。

１．管理航路標識の位置

２．管理航路標識に関する工事の設計及び実施計画又は管理航路標識の維持の実施計画

３．管理航路標識の名称

４．管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の目的

５．管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の期間

６．その他参考となるべき事項

（注意）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第１号の２様式（第２条関係）

航路標識設置許可申請書

（略）

航路標識を設置したいので、航路標識法第11条第１項の規定により、次のとおり申請します。

（略）

第百十五号）第一条第二項に規定する同法を適用する海域に設置するもの及び当該海域以外の海域に設置する第一条第十四号から第十八号までに掲げるものを除く。）の設置に係る場所を管轄する海上保安監部又は海上保安部

ニ　法第三章、法第二十三条第一項第二号及び第三号（法第十九条第三項に係る部分に限る。）並びに法第二十四条並びに第二十八条の規定による権限

イ・ロ　（略）

（新設）

（新設）

第１号様式（第２条関係）

航路標識設置許可申請書

（略）

航路標識を設置したいので、航路標識法第３条第１項の規定により、次のとおり申請します。

（略）